

# 水子地区地区計画

決定日:平成 22 年 11 月 19 日

変更日:平成 27 年 3 月 3 日

名 称	水子地区地区計画	
位 置	富士見市大字水子字北別所、字谷ッ合及び字観音前の全部 富士見市大字水子字西原、字西並木、字栗谷ッ、字別所、字東並木、字台、字正網、字向山前、字薬師下、字台下、字東台、字石井、字京塚、字東石井、字久保新田、字神明、字岡ノ坂、字城ノ下、字町谷前、字東前及び字山下の各一部	
面 積	約95.0ha	
地区計画の目標	本地区は、東武東上線みずほ台駅の東側に位置する地区であり、地権者との合意のもとに都市基盤整備を推進し、豊かな自然と調和したうらおいとゆとりある居住環境を形成することを目標とする。	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	駅至近の地区及び都市計画道路又は国道・県道などの主要な道路に沿った地区の一部は、居住環境を保護しつつ良好な街並み景観の形成を図る。 その他の地区は、緑豊かなうらおいある住宅地としての土地利用を推進する。
	地区施設の整備方針	新たに整備される道路により、地区内外を結び、交通の安全性及び利便性を確保する。 また、交差点における安全性を担保するため、隅切り(3m以上)を設置する。
	建築物等の整備方針	街並み景観の創出と良好な住環境の維持を図り、快適で安全なまちづくりを実現するために壁面の位置の制限、壁面後退区域における工作物の設置の制限、建築物の高さの最高限度を定めるとともに、緑化への配慮と防犯・防災を考慮し、垣又はさくの構造の制限を定める。 また、敷地の細分化を防止し、ゆとりある居住環境の形成を図るため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。
	その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針	本地区は、良好な居住環境を有する住宅地の形成を推進するほか、地区東側に連なる斜面緑地、社寺、鎌倉古道等の緑地資源を適切に維持・保全し、都市における貴重な緑地空間又は公園として整備を推進する。

		種 類	名 称	幅 員	延 長
		地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道 路	6-1号
6-2号	6m				約 228m
6-3号	6m				約 310m
6-4号	6m				約 452m
6-5号	6m				約 220m
6-6号	6m				約 346m
6-7号	6m				約 747m
6-8号	6m				約 345m
6-9号	6m				約 95m
6-10号	6m				約 360m
6-11号	6m				約 165m
6-12号	6m				約 350m
6-13号	6m				約 210m
6-14号	6m				約 80m
6-15号	6m				約 416m
6-16号	0~3.9m(6m) ( )は区域外を含む全幅員				約 1,182m
6-17号	6m				約 267m
6-18号	6m				約 63m
6-19号	6m				約 204m
5-1号	5m				約 148m
5-2号	5m				約 98m
5-3号	5m				約 137m
5-4号	5m				約 97m
5-5号	5m				約 92m
5-6号	5m				約 78m
5-7号	5m				約 21m
5-8号	5m				約 118m
5-9号	5m				約 61m
5-10号	5m				約 134m
5-11号	5m				約 73m
5-12号	5m				約 117m
5-13号	5m				約 83m
5-14号	5m				約 102m
5-15号	5m				約 150m
4.8-1号	4.8m	約 218m			
4.8-2号	4.8m	約 200m			

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道 路	4.8-3号	4.8m	約129m	
			4.8-4号	4.8m	約185m	
			4.8-5号	4.8m	約119m	
			4.8-6号	4.8m	約310m	
			4.8-7号	4.8m	約155m	
			4.8-8号	4.8m	約55m	
			4.8-9号	4.8m	約343m	
			4.8-10号	4.8m	約350m	
			4.8-11号	4.8m	約75m	
			4.8-12号	4.8m	約58m	
			4.8-14号	4.8m	約125m	
			4.8-15号	4.8m	約291m	
			4.8-16号	4.8m	約93m	
			4.8-17号	4.8m	約274m	
			4.8-18号	4.8m	約269m	
			4.8-19号	4.8m	約210m	
			4.5-1号	4.5m~5.6m	約225m	
			4-1号	4m~4.8m	約236m	
			4-2号	4m~4.8m	約404m	
			4-3号	4m~4.8m	約190m	
	4-4号	4m~6m	約163m			
	4-5号	4m	約215m			
	建築物等に関する事項	地区の区分	区分の名称	住宅地区 (第一種住居地域)	低層住宅地区 (第一種低層住居専用地域)	
			区分の面積	約28.4ha	約66.6ha	
建築物の敷地面積の最低限度		125㎡ ただし、公益上必要な建築物の敷地として使用する場合を除く。				
壁面の位置の制限		<p>計画図に表示する地区施設道路に面する建築物で、その外壁若しくはこれに代わる柱の面又は建築物に付属する高さ2mを超える門若しくは塀の面は、道路中心線から計画幅員の2分の1に0.5mを加えた距離以上後退しなければならない。</p> <p>ただし、次に掲げる地区施設道路については、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 6-16号に面する建築物で、その外壁若しくはこれに代わる柱の面又は建築物に付属する高さ2mを超える門若しくは塀の面は、水路側の道路境界線から6.5m以上後退しなければならない。</p> <p>(2) 4-1号及び4-2号の一部(鉄道境界に接する箇所)に面する建築物で、その外壁若しくはこれに代わる柱の面又</p>				

地区整備計画	建築物等に関する事項	壁面の位置の制限	<p>は建築物に付属する高さ2mを超える門若しくは塀の面は、鉄道側の道路境界線から4-1号においては5.3m、4-2号においては4.5m以上後退しなければならない。</p> <p>(3) 4.8-18号の一部(がけ地に接する箇所)に面する建築物で、その外壁若しくはこれに代わる柱の面又は建築物に付属する高さ2mを超える門若しくは塀の面は、がけ地側の道路境界線から5.3m以上後退しなければならない。</p> <p>(4) 4.5-1号の一部(幅員4.5m以上の道路として整備済の箇所)に面する建築物で、その外壁若しくはこれに代わる柱の面又は建築物に付属する高さ2mを超える門若しくは塀の面は、道路境界線から0.5m以上後退しなければならない。</p> <p>(5) 4-1号、4-2号及び4-3号の一部(幅員4m以上の道路として整備済の箇所)に面する建築物で、その外壁若しくはこれに代わる柱の面又は建築物に付属する高さ2mを超える門若しくは塀の面は、道路境界線から0.5m以上後退しなければならない。</p> <p>上記に示した壁面の位置の制限のうち、地区計画決定時における125㎡未満の土地については、それぞれに規定する制限距離から0.5mを減じるものとする。</p>	
		壁面後退区域における工作物の設置の制限	壁面後退した部分のうち、地区施設道路として定めた区域については、工作物(自動販売機、門、塀、垣又はさくなど)を設置してはならない。	
		建築物の高さの最高限度	15m ただし、地区計画決定時に規定する高さの限度を超えている既存建築物の増築又は改築については、既存建築物の高さを超えない範囲内とする。	—
		垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面する側の垣又はさくの構造は、次のいずれかに該当するものでなければならない。</p> <p>(1) 生垣</p> <p>(2) 地盤面からの高さが60cm以下の基礎部分(コンクリートブロックやレンガ又は石積等)の上に透視可能なフェンス又は植栽を組み合わせたもので、高さ1.5m以下のもの。</p> <p>ただし、壁面の位置の制限以上の距離にあるもの及び門柱及び門に付属するそで(高さ2m以下で両そでの合計4m以下のもの)は、適用しない。</p>	

「区域及び地区整備計画は、計画図表示のとおり」